

## 検討会のとりまとめに向けた論点の整理について

第 1	非識別加工情報等に関する現状	1
(1)	匿名加工情報等の作成の状況	1
(2)	非識別加工情報について想定される活用事例の把握の必要性と利活用のニーズについて	1
(3)	地方公共団体の条例改正の状況について	2
第 2	地方公共団体の非識別加工情報に対する国の支援等の在り方	3
(1)	地方公共団体の取組に対する国の支援等について	3
(2)	地方公共団体の非識別加工情報の活用事例	5
(3)	個人情報保護条例の見直し等への支援	6
(4)	地方公共団体の特性に応じた加工基準等	7
(5)	より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討	8

## 第1 非識別加工情報等に関する現状

### (1) 匿名加工情報等の作成の状況

- 民間事業者、国の行政機関等の対応状況について、個人情報保護法の規定による匿名加工情報の作成について、230社以上で公表されている(平成30年1月30日時点)。また、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法の規定による非識別加工情報の作成については、法令に基づき、各機関において年度内に募集が行われることとなる。
- 地方公共団体が円滑に非識別加工情報を作成・提供するためにも、匿名加工情報及び国の行政機関等の非識別加工情報等の作成の状況を参考にすることは、個人情報保護条例の見直しや具体的な運用にあたって有効であり、引き続き、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人における匿名加工情報及び非識別加工情報の提供状況を把握する必要がある。

### (2) 非識別加工情報について想定される活用事例の把握の必要性と利活用のニーズについて

○地方公共団体を含め行政機関が保有する情報は、本人確認、現地確認等を行ったデータであり、質が高いと認識されており、エリアマーケティングの分析やコンテンツの充実の観点からの利用ニーズが高い等の見解が示された。また、経済関係団体を通じて、具体的な個人情報ファイルの内容を民間事業者に提示の上、利活用の意向を調査したところ、不動産に関する情報提供サービスの開発等のために非識別加工情報を活用するイメージが提示された。

○検討会で発表された活用事例については、民間事業者はいわゆる統計情報を活用するための元となるデータとして非識別加工情報を活用したいとのニーズを有しているのではないかと指摘があった。一方で、地方公共団体側が地域単位での人数等の分布情報といった、いわゆる統計情報を提供できれば、必ずしも非識別加工情報ではなくても対応できるのではないかと指摘があった。

○データ加工を行う事業者からは、現時点で一部の民間事業者において匿名加工情報の活用が始まっているという状況ではないか、といった意見や、現状では、民間事業者においては自社内のデータを活用して分析を行っているが、具体的な活用事例が充実することに合わせて、将来的には地方公共団体のデータに対するニーズも出てくるのではないかと指摘があった。

○また、地方公共団体の保有するパーソナルデータの有用な利用のされ方を広報して国民に知ってもらい、理解を得ることで安心感が出てくるのではないかとの指摘があった。

○非識別加工情報の仕組みは、個人情報の保護に支障がない範囲内で、個人情報の適正かつ効果的な活用を推進するためのものであり、地方公共団体は、個人情報を適切に取扱いながら、様々な住民サービスを提供しているため、区域内の住民に対してより丁寧に説明責任を果たす観点から、具体的な活用事例を把握する必要がある。

○また、より効率的に非識別加工情報の活用する仕組みを検討するには、具体的な活用事例を踏まえて仕組みの在り方を検討すべきであることから、まずは具体的な活用事例を把握することが重要である。

○活用事例を把握することは、個人情報の適正かつ効果的な活用が新産業の創出や豊かな住民生活の実現に資するものであることについて、個人情報の本人の理解を得る観点からも重要である。

### (3) 地方公共団体の条例改正の状況について

○地方公共団体における個人情報保護条例の対応については、「個人情報保護条例の見直し等について」（平成 29 年 5 月 19 日地域力創造審議官通知）によって技術的助言を実施し、「条例改正のイメージ」についても情報提供を実施した。

○平成 29 年度中に非識別加工情報の導入に係る個人情報保護条例の改正を予定している地方公共団体(平成 29 年 12 月 1 日時点)は以下のとおりである。

都道府県	2 団体
市区町村	1 9 2 団体

○このうち、非識別加工情報の導入に係る条例改正は一定程度進むと見込まれるものの、都道府県・政令指定都市において、条例の改正を予定している団体は、2 団体となっており、更に条例改正を進めていく必要がある。

## 第2 地方公共団体の非識別加工情報に対する国の支援等の在り方

### (1) 地方公共団体の取組に対する国の支援等について

○非識別加工情報等に関する現状を踏まえれば、データを活用する民間事業者、非識別加工情報を作成する地方公共団体、住民等において、非識別加工情報等の活用実績や活用事例等に関する理解が必ずしも十分に進んでおらず、まずは非識別加工情報の活用事例等に関する情報提供の充実等を図り、更に活用が進むよう取り組む必要がある。

○この点について、地方公共団体における非識別加工情報の価値については、新技術を活用して、新たにどのような可能性が開けるのか、どのようなメリットがあるのかといったことについての情報量が足りないので、仕組みの周知や情報提供をさらに広げていく努力が必要ではないかとの指摘もあった。

○非識別加工情報は、これまで各地方公共団体が主体的に個人情報保護条例を定め、当該条例に基づき適正な取扱いを行ってきた個人情報を加工し提供するものであること、また、地方公共団体は、個人情報保護法に基づき、その保有する個人情報について適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとされていることを踏まえると、個人情報保護条例の見直し等により非識別加工情報の仕組みの導入を図ることが適当である。

○このため、まずは、

- ・地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報の活用事例の充実を図るなど、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みに関する理解を深めるための支援を行うとともに、
- ・条例の円滑な見直しや運用等を促進するための具体的な支援等を行う必要がある。

○また、国の行政機関の非識別加工情報等の動きを踏まえつつ、個人情報の活用による新たな産業の創出等の状況を勘案し、非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について検討を進める必要がある。

○具体的には、地方公共団体におけるより効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討を進めることになるが、この点について、より効率的に非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みを検討するにあたって、「共同受託組織」又は「作成組織」の担い手を民間事業者とするのであれば、ビジネスとして成立する形として検討をしておかないと、回らない組織となってしまうとの指摘があった。

○また、加工を行う事業者からは、地方公共団体からデータを集めて、それらを加工し、民間事業者に提供するビジネスは、構想としてはあり得るが、具体的に考えるところまでは至っていないとの意見や、民間事業者に対するデータの分析支援と、地方公共団体へのサービスとが将来的には融合した形でビジネスになり得るのではないかとの指摘があった。

○このため、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みとして、後述する(5)の「共同受託組織」又は「作成組織」といった、地方公共団体とは別の組織を検討する際には、事業採算性が確保されるとともに、非識別加工情報等の活用の動向を踏まえて検討する必要がある。

※「共同受託組織」と「作成組織」((5)に後述)

・「共同受託組織」：地方公共団体が条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体が加工を行う場合において、当該加工に関する業務の委託を受ける組織。

・「作成組織」：非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織。

○なお、検討を進めるにあたっては、まずは、非識別加工情報の活用実績や活用事例等に関する情報提供を充実させるということをやって、その上でより効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの在り方を検討するという手順を踏むことが必要になってくるのではないかとの指摘があった。

○また、非識別加工情報に関して、すぐにやらなければいけないことと、検討を継続しなければいけないことと、グラデーションをつけて議論すべきではないかとの指摘や、平成30年度における具体的な対策として検討すべき事項と、それ以降引き続き検討すべき事項とを分けて整理してはどうかとの指摘があった。

○以上を踏まえると、地方公共団体の非識別加工情報に係る国の支援等の在り方として、まずは、後述する「地方公共団体の非識別加工情報の活用事例」(2)の充実及び「個人情報保護条例の見直し等への支援」(3)、「地方公共団体の特性に応じた加工基準等」(4)に取り組むとともに、「より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討」(5)について、引き続き検討を行うことが適切である。

## (2) 地方公共団体の非識別加工情報の活用事例

○第 1(2)で整理したとおり、非識別加工情報の仕組みの円滑な導入や住民の理解を促進するためには、地方公共団体が保有する情報に対する利活用のニーズを整理するとともに、非識別加工情報については、想定される具体的な活用事例を充実する必要がある。

○民間事業者の側からみた場合に、必ずしも非識別加工情報だけを利活用したいというわけではなく、例えば、個人情報として使いたいというニーズであったり、統計情報あるいはオープンデータであったりといったデータの種類に応じたニーズがあることを踏まえる必要があるのではないかと指摘があった。

○例えば、地図情報の充実を図る場合等(開発許可、建築確認情報等を用い建築物の属性情報等を活用する等)は、必ずしも非識別加工情報ではなく、統計処理を経た情報等で対応可能な場合が多く、また公共施設等に関する情報等はオープンデータとして提供することも、今後必要となると考えられるのではないかと指摘があった。

○また、民間事業者のニーズに合わせて利活用を進めていくという観点からすれば、オープンデータや統計情報等と非識別加工情報の提供の仕組みとで明確な棲み分けをしてお互いに補完し合いながら利活用の環境整備を図っていく必要があるとの指摘があった。

○最終的には、民間事業者からのニーズに応じて、非識別加工情報だけではなく、色々なバリエーションでデータを提供できるような仕組みが良いのではないかと。一方で、まずは、一つ一つのデータ提供の仕組みを積み上げていくことになるのではないかと指摘があった。

○地方公共団体が保有するデータの提供は、利用者のニーズや情報の性質等に応じて適切な方法でなされることが望ましい。非識別加工情報の仕組みが地方公共団体の保有するパーソナルデータの利活用の唯一の手法ではなく、統計情報やオープンデータの取組等を含めて、民間事業者のニーズを踏まえた上で、どのような種類のデータを提供することが適切かに留意しつつ、整理する必要がある。

○地方公共団体におけるオープンデータの取組については、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）において、地方公共団体の取組を支援するため、人材（オープンデータ伝道師）の派遣、データセット・フォーマット標準例の提示、データを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設等の支援を講じ、平成 32 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率を 100%とすることとされている。

○現在、地方公共団体においては、都道府県（市町村）官民データ活用推進計画の策定作業が進められているところであり、地方公共団体の取組の進捗を踏まえ、利用者のニーズに応じたデータ提供を行う観点から、非識別加工情報の作成・提供の推進を含め、地方公共団体の保有する官民データの利活用の促進に取り組んでいく必要がある。

○なお、医療情報に関しては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進等を目的として次世代医療基盤法が公布されており、今後、利活用のニーズ等に応じ、同法に基づく匿名加工医療情報の活用が進むことが見込まれている。地方公共団体においては、今後、同法の制定目的等も踏まえ、保有する医療情報の提供等に関して適切に対応することが求められている。

### **(3) 個人情報保護条例の見直し等への支援**

○第 1 (3) で整理したとおり、個人情報保護条例等の改正は一定程度進むと見込まれるものの、更に条例改正を推進する必要がある。

○この点について、地方公共団体において非識別加工情報制度の導入を進めるためには、非識別加工情報制度の具体的な仕組みや運用に関する情報提供を充実させて、条例整備を行うに当たって説明責任を果たせるようになれば、既に個人識別符号等個人情報の定義の明確化等に関する事項に係る条例改正は約 7 割の地方公共団体が改正（予定を含む）したことを踏まえれば、一層の条例改正が進んでいくのではないかと指摘があった。

- 現在、総務省に地方公共団体の非識別加工情報に関する総合相談窓口を設けているが、その一層の有効活用を図るとともに、非識別加工情報の仕組みの運用に関するマニュアルや契約書等の各種書面等の条例の見直し等に必要となる情報提供の充実に加えて、非識別加工情報の活用事例の周知等を実施することが必要である。
- 更に、非識別加工情報を活用しようとする民間事業者が、地方公共団体の条例改正の予定時期や提案の募集時期等を簡便に把握できるよう、総務省が各地方公共団体の取組状況を把握し、公表することを検討する。

#### (4) 地方公共団体の特性に応じた加工基準等

- ①地方公共団体の特性に応じた加工基準について
  - 国の行政機関非識別加工情報の加工方法に関するガイドラインの内容を基本としつつ、地方公共団体の保有する個人情報の特性を踏まえたガイドラインを作成する。
  - 具体的には、地方公共団体が、悉皆性のあるデータを保有する可能性があるという特性を踏まえ、レコード一部抽出(いわゆるサンプリングの手法を含む。)等の加工手法の例示を検討する。
- ②地方公共団体の非識別加工情報等に関する安全管理措置等について
  - 国の行政機関非識別加工情報の安全確保に関するガイドラインにおいては、行政機関非識別加工情報の安全確保の措置、従業者の義務、苦情処理等について整理されている。
  - 国のガイドラインの内容を踏まえ、地方公共団体の作成する非識別加工情報等に関する安全管理措置等について、留意事項の整理を検討する。
  - なお、地方公共団体の非識別加工情報の本人の数は、行政機関個人情報保護法の提案審査の基準を踏まえ、1,000人以上を基本とするが、当該基準は、非識別加工情報の効果的な活用の観点等から定められているものである。非識別加工情報を適切に作成するためには、加工する情報の性質等も考慮して、適切な加工を行う必要がある。



## (5) より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討

### ①検討のフレームについて

○国の行政機関の非識別加工情報等の動きを踏まえつつ、個人情報を活用した新たな産業の創出等の状況を勘案し、非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について、次の2つの仕組みについて、検討を進める必要がある。

○具体的には、地方公共団体が条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体が加工を行う場合において、当該加工に関する業務の委託を受ける組織(以下、「共同受託組織」という。)について検討する。(再掲)

○更に、非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織(以下、「作成組織」という。)について検討する。(再掲)

### ②共同受託組織について

○まずは、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの円滑な運用を支援するため、加工等の業務を受託することが見込まれる民間事業者に関して、国の行政機関や他の地方公共団体における非識別加工情報の作成に係る委託の実績等について、広く情報共有が図られるよう、国が情報提供を実施する必要がある。

○更に、地方公共団体が、安心して非識別加工情報の加工に関する委託を行う観点から、地方公共団体が加工に関する業務の委託を行う際の事業者選択の参考とするため、必要となる技術・安全管理措置等の基準を整理することも考えられるのではないか。(別紙1「共同受託組織」のイメージ)

○なお、単独の地方公共団体で非識別加工情報の作成・提供に取り組むことが困難な場合又は非識別加工情報の作成・提供に広域的に取り組もうとする場合に、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組みについて検討しようとする団体も考えられるのではないか、との指摘があった。

### ③作成組織について

○データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みが考えられる。

○この場合、民間事業者のニーズに合致した非識別加工情報を作成・提供するため、民間事業者からの提案に基づき地方公共団体の個人情報を収集し、非識別加工情報を作成することとし、当該作成組織の事業目的や適切な能力等に関する基準を定め、国が認定する仕組みが考えられる。(別紙2「作成組織」のイメージ)

○また、例えば、一つの地方公共団体の区域内の経済を超える大きな目的に係る部分については作成組織のような仕組みの方がなじみやすく、全国レベルの新産業創出といった目的に沿う情報を例えば法律で個別に指定し、それ以外の一般的な情報については、個人情報保護条例に基づいて提供していくといった構成が住民にも理解されやすいのではないかとの指摘があった。

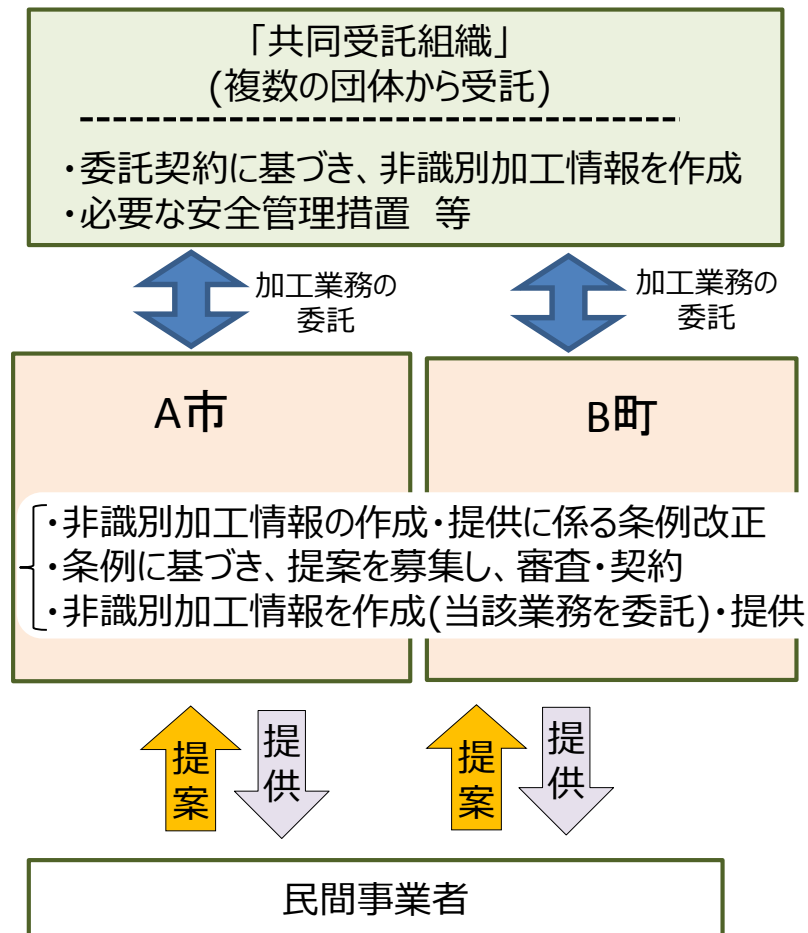
○地方公共団体側が、条例改正に躊躇しないように、「作成組織」なり、何らかの仕組みと個人情報保護条例の関係を明確にした示した方が良いのではないかとの指摘があった。

○作成組織の仕組みを今後具体化するにあたっては、主に以下の事項について留意の上、整理する必要がある。

- ・作成組織における非識別加工情報の作成対象情報の範囲について、例えば、公共の利益の増進や豊かな国民生活の実現に特に資するという観点から、情報の種類に一定の条件を付すこととするか。
- ・作成組織について、どのような内容の安全管理措置等を講じる必要があるか。
- ・作成組織について、事業採算性が確保される状況にあるか。

- ①地方公共団体において、非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正を実施。
- ②地方公共団体において、民間事業者からの提案を募集し、審査・契約の締結。
- ③非識別加工情報の作成に係る業務を、共同受託組織に対して委託。
- ④共同受託組織において非識別加工情報を作成。
- ⑤地方公共団体が民間事業者へ非識別加工情報を提供。

「共同受託組織」のイメージ



- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。

